

アグリ筑西

2022 6月号



梅雨の季節になりました。蒸し暑い日も多いので熱中症には十分注意しましょう。

県西農林事務所 経営・普及部門
 (筑西地域農業改良普及センター)
 筑西地域農業改良推進協議会 発行
 Tel : 0296(24)9206
 Fax : 0296(24)6979



筑西地域農業改良普及センターHPへアクセス！↑

令和4年度農業学園生 募集しています！

農業学園とは、就農して間もない農業者の方を対象に、これからの**農業経営において必要となる技術や知識を学ぶ場**や**新規就農者同士の情報交換、仲間づくりの場**などを提供するため、県西農林事務所経営・普及部門が開催する講座のことです。

【対象者】

就農して間もない農業者
 (就農地が筑西市・桜川市・下妻市)
 (例) 概ね就農1~5年目の方、Uターン就農
 新規参入者、雇用就農者など

【受講料】 無料

時期	研修内容	備考
6月	開講式+先輩農業者に学ぶ会	青年農業士との意見交流等
7月	病害虫・農薬安全使用講座	筑西(県西広域講座①)
8月	土づくり講座	坂東(県西広域講座②)
9月	GAP講座	坂東(県西広域講座③)
10月	マーケティング講座	結城(県西広域講座④)
11月	農作業機械安全講座 農作業機械メンテナンス基礎講座	筑西(県西広域講座⑤)
12月	簿記講座(青色申告等)	結城(県西広域講座⑥)
1月	地区プロジェクト発表会	プロジェクト発表+講演会
2月	先進地農家研修	農業三士による講演及びほ場見学
3月	閉講式+交流会	意見交換、農業三士による講話

※講座内容が変更になる場合がございます

申込みいただくと、各講座開催前に開催通知文をお送り致します。

ご興味がある方は、お気軽お問い合わせください

(県西農林事務所経営・普及部門 小林・友部
 TEL : 0296-24-9218)



昨年度の講座の様子①



昨年度の講座の様子②

農福連携に取り組みませんか？

農福連携は、農業と福祉の連携により、双方の課題解決を目指す取り組みです。高齢化や担い手不足が課題である農業においては、障がい者を受入れることで労力確保になるだけでなく、受入れが生産工程や作業体系を見直す機会となり、農業生産の効率化につながるといわれています。

茨城県共同受発注センターに農福連携アドバイザーが設置されており、取り組む際には農家と福祉施設の間を調整してくれます。

筑西地域では、野菜農家でトマトの紐つり作業やトウモロコシの播種・定植作業、花き農家で小ギクの定植、マルチはがし、除草作業、梨農家で選定枝の片付け、落ち葉除去、薬剤の塗布作業等を依頼しています。

農福連携に取り組みたい方は、普及センター(担当者：遠藤)までお問い合わせください。



小ギクの定植作業



令和4年度農業機械研修案内



- 研修内容：トラクターの基本操作と安全運転技術を習得し、大型特殊免許（農耕用）、または、けん引免許（農耕用）の取得を目指します。
- 受講対象者は以下の2つの条件を満たす方です。
 - (1) 茨城県に在住する農業者で、運転免許証の住所も茨城県内にある者。
 - (2) ①大型特殊免許（農耕用）取得研修は、普通自動車免許（AT限定可）の取得者であること。
②けん引免許（農耕用）取得研修は、大型特殊免許（農耕用限定可）の取得者であること。
※カタピラ限定の大型特殊免許を所持の方は研修を受講できません。
- 申込は、各申込受付期間に、申込書を農業大学校研修科へ提出します。詳しくは普及センターまでお問い合わせください。

申込受付期間及び研修実施期間

	申込受付期間	抽選結果通知	研修実施期間
第Ⅱ期 受付対象 第7回～第10回	8月1日～ 8月12日	9月上旬予定	第7回：10月17日（月）～10月20日（木） 第8回：11月7日（月）～11月10日（木） 第9回：11月14日（月）～11月17日（木） 第10回：12月5日（月）～12月8日（木）
第Ⅲ期 受付対象 第11回～第13回	12月9日～12月 19日	1月上旬予定	第11回：1月16日（月）～1月19日（木） 第12回：1月30日（月）～2月2日（木） 第13回：2月13日（月）～2月16日（木）

「農地中間管理事業」は将来安心、メリットもあり



地権者と耕作者との間で個別に行っていた農地の貸し借りを、農地中間管理機構が間に入って調整する仕組みがあります。この仕組みを活用することで、自ら耕作ができなくなった地権者、規模を拡大したい耕作者のどちらにも次のようなメリットがあります。

●地権者のメリット

- 農地を貸した相手が引退等により耕作できなくなっても、次の借り手を農地中間管理機構が探します（最長2年間）。
- 経営移譲年金等（農業者年金受給中の方）の継続受給、固定資産税の軽減措置（全農地を貸し付ける場合）等の制度利用による優遇措置があります。
- 農地を誰に貸しているか、賃料はいくらなのかという情報がきちんと残ります。

●耕作者のメリット

- 長期間（10年間）の賃借契約となるため、営農や設備投資の計画が立てやすくなります。
- 複数の地権者に対する地代の支払い（金銭の場合）を農地中間管理機構が代行します（振込の事務処理・手数料の軽減）。
- 国の補助事業（農機具・施設の導入等）が採択されやすくなります。
- 分散した農地を将来的に耕作者ごとにまとめた区画にすること（農地の集約化）も可能になります。



●問い合わせ先

制度の詳細は、市役所農政課（農林課）、農林事務所企画調整課（0296-24-9164）
若しくは農地中間管理機構（0296-48-8225）にお問い合わせください。



普及員のひとりごと

～安嶋紀幸～



以前6年間在籍していたこの事務所に、12年ぶりにまた戻ってきました。当時若木だったナシの樹が、立派な成木に育っている姿は感慨深いものがあります。

4月から、また果樹の担当として皆様にお世話になっております。昔の自分とも向き合いながら、少しでも皆様のお役に立てるよう努めたいと思います。よろしくお願いたします。